

佐賀県訓令甲第9号

本 庁  
現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成17年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
（勤務する場所及び担当事務） <b>第2条</b> 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。			（勤務する場所及び担当事務） <b>第2条</b> 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。		
所属名	勤務する場所	担当事務	所属名	勤務する場所	担当事務
略			略		
<u>交通政策課</u>	<u>鹿島市</u>	<u>鉄道事業に関すること。</u>	<u>文化課</u>	<u>神埼市及び吉野ヶ里町</u>	<u>文化財の保護に関すること。</u>
略			略		
循環型社会推進課	略		循環型社会推進課	略	
			<u>ダム管理事務所</u>	<u>唐津市、伊万里市、鹿島市、嬉野市、有田町及び白石町</u>	<u>ダムの管理に関すること。</u>

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。